

求人広告トラブル110番 ～いつの間にか有料に?!～ 無料電話相談

弁護士による相談受付

日時 2022年 4月25日（月） 13時～16時
こちらにお電話ください。

☎ 092-724-2644

（この電話番号は当日限り、利用できます。）
※通話料金をご負担ください。



無料求人広告に関するトラブルに巻き込まれていませんか？

「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか」と説明されて申し込んだのに、後になって数十万円を請求され、「○日前に解約の書面を出さない限り、有料の契約更新になる」などと言われ困っているというケースがあります。

求人広告を発注した方（中小企業経営者・個人事業主など）からのご相談を、弁護士が電話でお聞きします。相談料は無料です。

お気軽にお電話ください。



福岡県弁護士会

FUKUOKA BAR ASSOCIATION



その契約、待ってください！
中小企業でトラブル多発中です。

経営者の皆様へ

事業者が事業のために他の事業者から物品やサービスを購入する契約は消費者契約法による保護が受けられません。このことを逆手に取った詐欺まがいの勧誘で思わぬ請求を受ける被害が多発しています。

■ こんな勧誘に要注意！

CASE 1 インターネット上で無料の求人広告を掲載しませんか



表面・110番でご相談を受け付ける、無料求人広告サイトへの掲載の勧誘には要注意です。

CASE 2 ホームページ制作とパソコンをリース契約しませんか

ホームページのない小規模事業者のAさんは、ホームページの制作やホームページ管理用のパソコンなどのリースを目的とした、高額なリース取引の勧誘を電話で受けた。「キャンペーン価格を適用するため、今日中に申込だけでもしてほしい」と言われたAさんは、急いで申込書を提出した。しかし後で落ち着いて考えた結果気が変わり、担当者に申込を撤回したいと伝えた。しかし、「すでに契約は成立している」と言われて、高額の違約金を請求された。

■ 皆様にお願ひ

サービスの利用を申込みときは、**担当者の説明を鵜呑みにせず、申込み前に契約書や約款の内容をよく読み、後日利用料を請求される可能性があるか、利用者側からの中途解約の禁止や高額の違約金条項など、利用者側に不利な条項が含まれていないか、取引条件をしっかりと確認しましょう。**

- ・ 求人広告に関する相談について、表面・110番の日時ではお差し支えのある方、
- ・ その他の経営の悩みごとがある方は、【ひまわりほっとダイヤル】にどうぞ。

あなたの町の弁護士が、**初回無料**で相談を受けます。

ひまわりほっとダイヤル

☎ 0570-001-240

月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前10時～午後4時(正午から午後1時までを除く)

※電話による相談は受け付けておりません。



Webでも可能です。

フォームは簡単・5分で
入力できます。